

働く若者・起業される方・自営業者の皆さんを応援します！

「補助金制度」のご案内

市では次の補助金制度で皆さんを支援しています。ぜひ、ご活用ください。

韮崎市若者定住就職奨励金

若者の移住・定住を促進するため、就職又は起業を目的に、本市へ転入された45歳未満の定住者に対し、若者定住就職奨励金を支給します。

■支給対象者

- ・市外に1年以上居住されていた方で、転入前60日から転入日以後1年以内に、**正社員として**就職又は市内で起業された方

※新卒者及び転勤等による就労者は対象となりません。

■奨励金額 1人につき10万円

■支給申請について

基準日（就職又は起業した日と転入日を比較して遅い方の日）から1年経過後60日以内に、申請書に必要な書類を添えて提出してください。

■必要書類

〈就職の場合〉

- ・採用決定通知書
- ・雇用保険被保険者証の写し
- ・健康保険証の写し
- ・在職証明書

〈起業の場合〉

- ・韮崎市商工会加入書類
- ・確定申告書等の写し
- ・収支実績表

韮崎市空き店舗対策事業費補助金

商店街の活性化と活力あるまちづくりのため、まちなかの空き店舗を利用し、事業に着手する方に補助金を交付します。

■補助対象者

小売業及び飲食業を営もうとする個人、法人等

■対象店舗

- ①入口が道路・歩道に隣接
- ②以前の営業終了後から6月以上経過した空き店舗
- ③「まちなか活性化計画」のエリア内の店舗

■補助対象経費及び補助金額

- ①店舗改修及び看板等設置に要する経費
補助率：1/2 補助限度額：50万円
- ②店舗賃借料 補助率：1/2 限度額月額5万円
交付期間は1年間

■必要書類

事業に着手する**1か月前**までに提出してください。

- ①交付申請書
- ②申請者が個人の場合は履歴書、法人等の場合は定款及び登記事項証明書
- ③開業資金計画書及び2年間の収支計画書
- ④店舗図面、改修費に係る見積書及び改修前の写真
- ⑤店舗の賃貸借契約書の写し

韮崎市起業支援補助金

地域経済の活性化を図るため、市内において新たに起業する方に補助金を交付します。

■補助対象者

市内在住者で、補助対象業種で起業する個人法人等

■補助対象経費及び補助金額

- ①起業に必須となる事業所の改修費及び設備、備品、車両等（リースも含む）
補助率：1/2 補助限度額：50万円
- ②事業所賃借料 補助率：1/2 限度額月額5万円
交付期間は1年間

■必要書類

事業に着手する**7日前**までに提出してください。

- ①交付申請書
- ②申請者が個人の場合は履歴書、法人等の場合は定款及び登記事項証明書
- ③開業資金計画書及び2年間の収支計画書
- ④新規に起業する事業所の位置図及び周辺の写真
- ⑤市町村税に係る納付を証する書類
- ⑥事業所の図面、改修費等の見積書、改修前の写真
- ⑦設備、備品、車両等の見積書とその用途を説明する書類
- ⑧事業所の賃貸借契約書の写し

韮崎市小規模事業者店舗等改修費補助金

店舗、事業所等を経営改善のために改装する小規模事業者の方に補助金を交付します。

■補助対象者

商工会又は商店会に加入している小規模事業者の方（チェーン店及びフランチャイズ店でないもの）

■補助対象経費及び補助金額

- ①補助対象経費：経営改善に資する店舗改修に要する費用（経費の詳細は商工観光課にお問合せください。）
- ②補助率：1/2
- ③補助限度額：50万円

■必要書類

事業に着手する**7日前**までに提出してください。

- ①交付申請書
- ②履歴書又は登記事項証明書
- ③商工会員又は商店会員であることを証する書面
- ④経営計画書
- ⑤滞納のないことを証する書類
- ⑥店舗平面図及び改修の見積書等

問い合わせ

商工観光課 商工労政担当 （内線 215・216）